

# 社会福祉法人軽米町社会福祉協議会 役員等の報酬、旅費及び費用弁償に関する規程

平成 5年 7月 9日制定  
(沿革) 平成 6年 3月 30日改正  
平成 7年 3月 20日改正  
平成 15年 2月 10日改正  
平成 16年 12月 20日改正  
平成 19年 3月 23日改正  
平成 22年 3月 24日改正  
平成 23年 3月 28日改正  
令和 2年 1月 14日改正  
令和 5年 6月 16日改正

## (目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人軽米町社会福祉協議会（以下「本会」という。）の定款第10条及び第25条の規定に基づく役員等の報酬、旅費及び費用弁償に関する事項を定めることを目的とする。

## (役員等の定義)

第2条 前条に規定する役員等とは、次の各号に定めるところによる。

- (1) 役員等とは、定款第6条による評議員並びに第18条による理事、監事及び会長が委嘱する委員をいう。
- (2) 前号の役員等は、非常勤役員とする。
- (3) 報酬とは、役員等に対し業務遂行の対価として支払う金銭をいう。
- (4) 費用弁償とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、旅費（宿泊費を含む）等の支払う経費をいう。

## (報酬等の額)

第3条 報酬等の額は、別表第1表のとおりとする。ただし、地方公共団体から給与の支給を受ける職員と兼職する者及び本会の職員が兼職する役員等には支給しない。

## (報酬等の支給方法)

第4条 報酬の支給は、勤務実態に即して計算し、翌月15日に支給する。ただし、その日が休日にあたるときは、その翌日以後の15日に近い日とする。

2 報酬は、原則として本人の指定する本人名義の金融機関へ口座振込みとする。ただし、第5条に規定する旅費及び費用弁償については現金支給とする。

(旅費及び費用弁償)

第5条 役員等が公務のため、会長の命を受けて出張した場合には、本会が定める事務局職員旅費規程により支給する。

(その他)

第6条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は評議員会で決定する。

付 則 この規程は、定款変更認可日（平成5年8月31日）から施行する。（平成5年7月9日制定）

付 則 この規程は、平成6年4月1日から施行する。

付 則 この規程は、平成7年4月1日から施行する。

付 則 この規程は、平成15年4月1日から施行する。

付 則 この規程は、平成17年1月1日から施行する。

付 則 この規程は、平成19年4月1日から施行する。

付 則 この規程は、平成22年4月1日から施行する。

付 則 この規程は、平成23年4月1日から施行する。

付 則 この規程は、令和2年4月1日から施行する。

付 則 この規程は、令和5年7月1日から施行する。

別表第1表（第3条関係）

名 称		区 分	金 額	摘 要
理 事	会 長	日 額	4,000 円	月額 50,000 円を超えないこと。
	副 会 長	日 額	4,000 円	年額 30,000 円を超えないこと。
	理 事	日 額	4,000 円	年額 30,000 円を超えないこと。
監 事	監 事	日 額	4,000 円	年額 30,000 円を超えないこと。
評 議 員		日 額	4,000 円	年額 30,000 円を超えないこと。
評議員選任・解任委員		日 額	4,000 円	年額 30,000 円を超えないこと。
そ の 他	会長が支給することが適当と認めた委員	日 額	3,000 円	年額 30,000 円を超えないこと。